

学校いじめ防止基本方針

(9) 富山市立山室中学校

目 次

1	山室中学校いじめ防止基本方針について	1
(1)	目的	1
(2)	基本理念	1
2	本校のいじめの実態と課題について	1
(1)	本校の実態	1
(2)	本校の課題	1
3	いじめ問題への対応について	2
(1)	いじめの防止のための取組	2
(2)	いじめの早期発見のための取組	2
(3)	いじめが起きたときの対応	2
4	重大事態への対処について	8
(1)	重大事態とは	8
(2)	重大事態の対応についての留意事項	8

1 山室中学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立山室中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「山室中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関の協力を得ていじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・令和 4 年度は 7 件、令和 3 年度は 3 件の認知件数があります。
- ・25 年度以降、携帯電話等の使用によるネットがらみのいじめやトラブルの発生が増えました。
- ・発達障害をもった生徒への冷やかしからい、かげ口や悪口等、言葉によるいじめが大半を占めており、次いで、仲間はずれや軽く叩くなどの暴力が発生しています。
- ・自己有用感をもつことができない、自己肯定感が低いなど、自分を認めることができないために、同様に他を認めることができない生徒もいます。

(2) 本校の課題

- ・学級内の人間関係づくりの研修を年度当初に行い、トラブルの早期解決に努めるとともに、2 学期以降再び件数が増加することのないよう、常にいじめを許さない学級経営をしていく必要があります。
- ・25 年度以降、全学年で携帯電話を使ったいじめが起こっているため、学年の実態に応じたネットモラルに関する指導を行う必要があります。
- ・冷やかしからい、直接の悪口等、思いやりや人権意識に欠ける言葉が多いので、言語環境に留意した教育活動に努めなければなりません。
- ・保護者の家族状況、経済面、規範意識等の実態を把握しながら、保護者との連携を図っていく必要があります。
- ・富山南警察署管轄のスマートフォンや携帯電話等の実態調査の結果から、本

校生徒の規範意識が低いという実態が分かりました。今後も様々な活動を通して規範意識を高める指導を繰り返し行う必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめ防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、朝読書・学校行事等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・生徒がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅宣言やハートフル活動等）を推進します。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解共通実践を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・授業時間や部活動、休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・ささいな情報であっても学校の教職員全体で共有し、いじめ解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・毎月、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

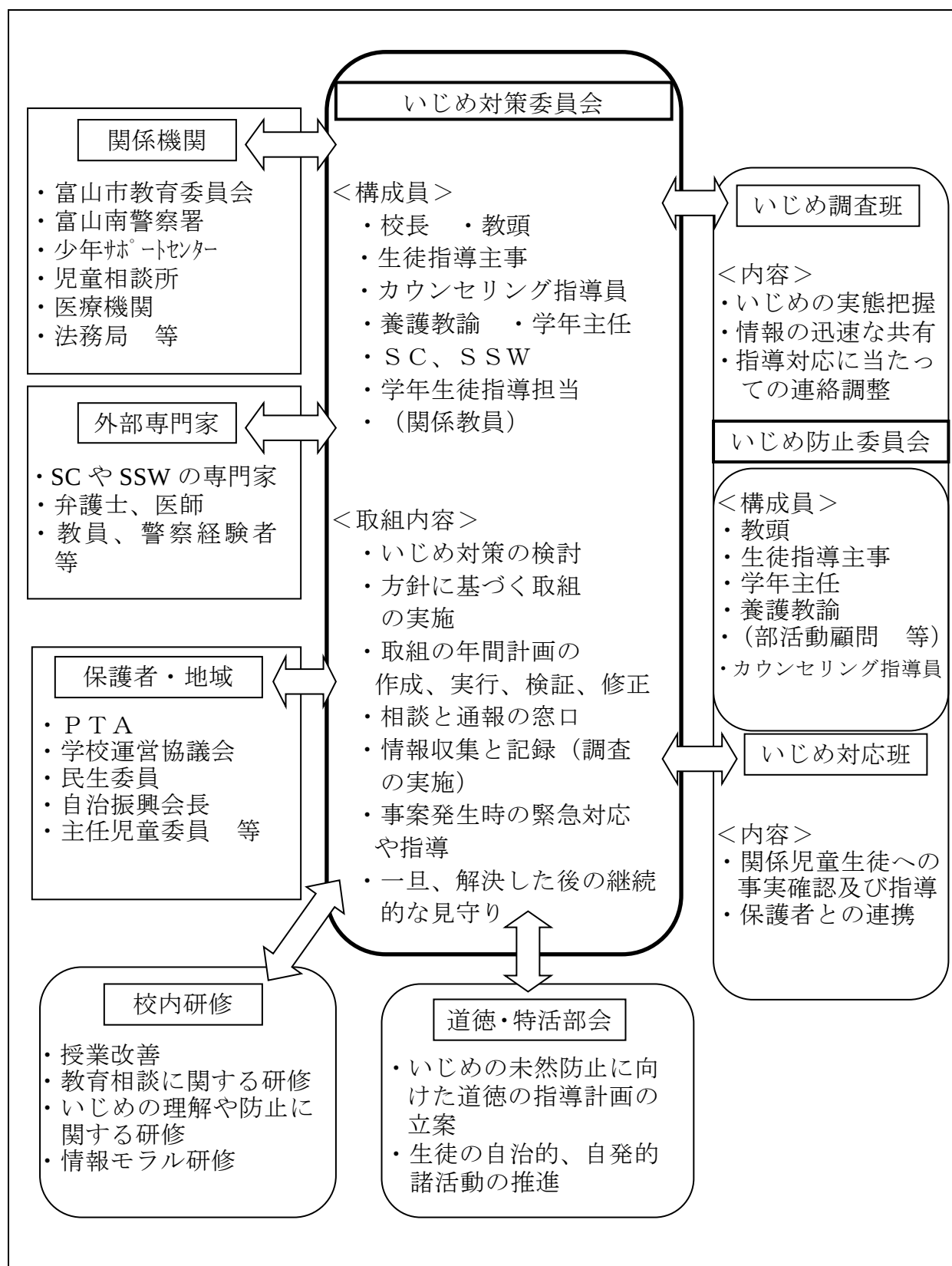
(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、小さな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。
- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、結果を市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。

- ・ 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談して対応します。
- ・ いじめられた生徒とその保護者へは、次のような支援を行います。
 - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
 - ウ 状況に応じてＳＣやＳＳＷ等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。
- ・ いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じてＳＣやＳＳＷ等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
 - ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。
- ・ いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた生徒に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・ パスワード付きサイトやＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・ いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織)



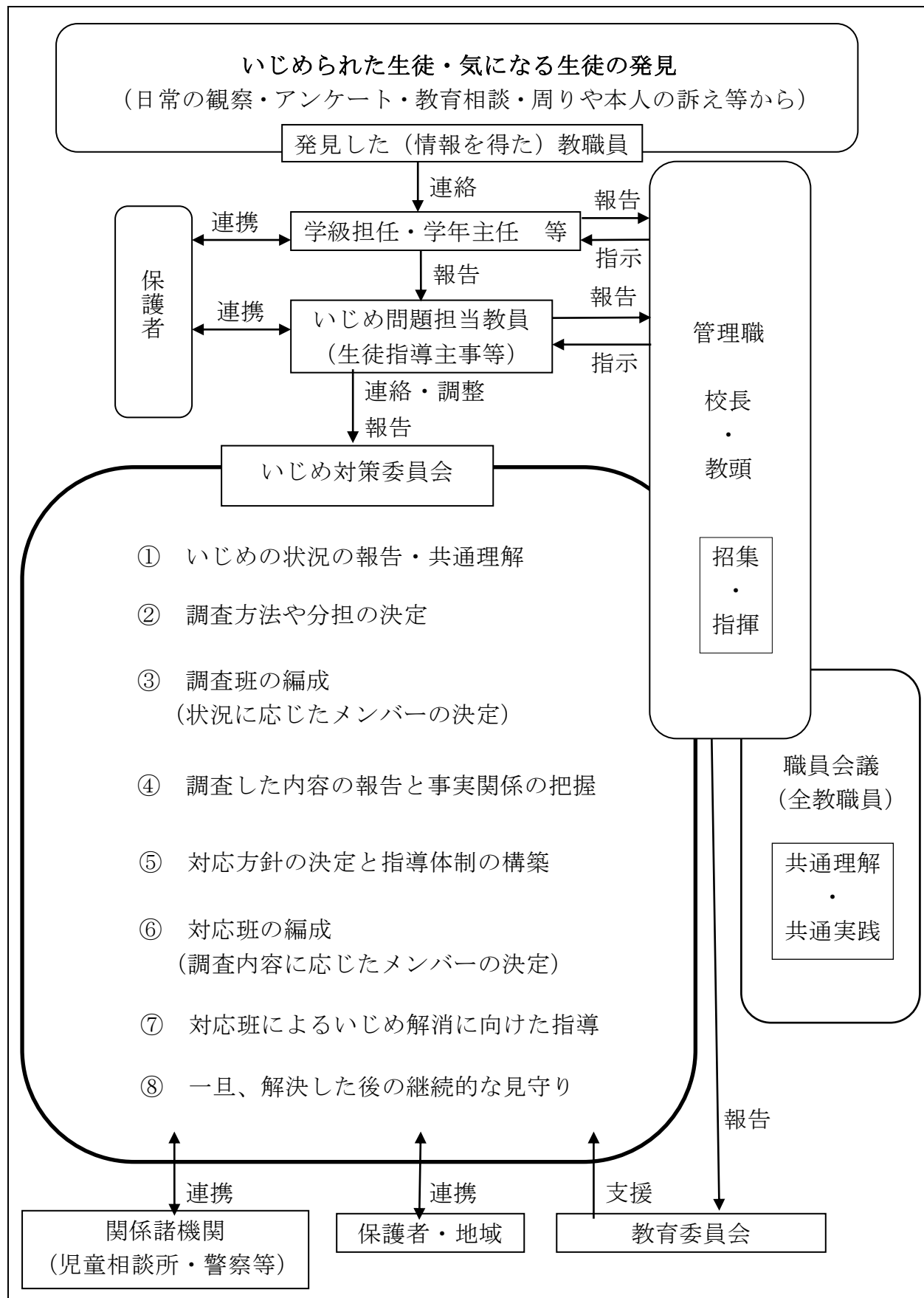
【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	入部 晃純	総 括		
教頭	横野 誠 古木 陽子			
生徒指導主事	川崎 直美	調査班		
カウンセリング 指導員	道木 志帆	調査班	対応班	
スクールカウンセラー いじめ対策カウンセラー	密田 博子 密田 博子			
スクール ソーシャルワーカー	平野由紀子			
各学年主任	黒川 忍、坂部 泰子 山口 泰浩	調査班	対応班	
養護教諭	柏木 久美		対応班	
部活動担当教員	山田 隆介	調査班	対応班	
担任等関係教員		調査班	対応班	
学年生徒指導担当 教員	堀越 賢樹、櫻井 隆光 山田 隆介	調査班	対応班	

【表2 校内いじめ防止委員会】（生徒指導委員会）

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
教頭	古木 陽子	総括		
生徒指導主事	川崎 直美	調査班		
カウンセリング 指導員	道木 志帆	調査班	対応班	
各学年主任	黒川 忍、坂部 泰子 山口 泰浩	調査班	対応班	
養護教諭	柏木 久美	調査班	対応班	

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解 職員会議				
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	①学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習・体育大会等)		山室中学校校内人権週間の取組	
早期発見への取組	教育相談週間	いじめアンケート(生活アンケート)			
校内委員会等	いじめ対策委員会実施③	事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施			いじめ対策委員会実施④
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (修学旅行・学習発表会等)	「人権週間」の取組		いじめ問題に関する職員研修会②	道徳・特別活動計画へ生かす
早期発見への取組	教育相談	いじめアンケート	教育相談週間	いじめアンケート	保護者学校評価アンケート②

4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

※2 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

※参照 「自殺が起こったときの緊急対応の手引き」(平成22年3月 文部科学省)

5 いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。